

## 令和8年度沖縄県推奨優良県産品募集要項(一般部門)

沖縄県優良県産品推奨制度「一般部門」は、優れた県産品を推奨し、企業の「稼ぐ力」をより推進するため、「定番商品」と「高価格帯商品」で審査基準を分けて審査を行います。  
これにより、広く県民・観光客に普及することを目指す「定番商品」としての優良県産品と高い付加価値があり、販売数量が少なくても特定の顧客層に高い満足を提供する「高価格帯商品」としての優良県産品をそのニーズに応じて推奨することを目的としています。

### 1. 申請資格

- (1) 県内に事業の本拠を有する製造業者又は販売業者であること。
- (2) 申請製品について、次に掲げる県内製造所要件を満たすこと。
  - ア. 食品については、一括表示等の食品表示において、沖縄県内に所在する製造所が明示されていること。ただし、製造所固有記号を使用している場合は、当該記号に対応する製造所の所在地が沖縄県内であることを確認できる資料を提出すること。なお、食品表示上の「加工」のみを沖縄県内で行っている場合は、県内製造要件を満たさないものとする。
  - イ. 非食品については、製品本体、包装、添付書類、法令上必要な表示、製造証明書、委託製造契約書、製造工程表その他の客観資料により、沖縄県内に所在する製造所において製品の主たる製造工程が行われていることを確認できること。
  - ウ. 県内で行われる工程が、包装、ラベル貼付、検品、保管、出荷、小分け、詰替え、食品表示上の「加工」その他これらに類する付随的又は軽微な工程のみである場合は、県内製造要件を満たさないものとする。
- (3) 販路や売上の拡大を計画している者であること。
- (4) 関係法令に違反しない者であること。

### 2. 審査の対象

- (1) 前記「1. 申請資格」を満たす者が申請する製品であること。
- (2) 推奨を受けることで、販路拡大や売上増加を計画していること。
- (3) 継続して供給できる製品であること。

※「継続して供給」とは、一定期間継続して製造・販売され、一般消費者が継続的に購入又は注文できる体制がある状態をいう。
- (4) 単発的又は一時的な販売を目的とする期間限定製品は対象外とする。

※季節性がある製品であっても、毎年一定期間継続して販売されるなど、継続的な供給体制が確認できるものは対象となる場合がある。季節性がある製品で申請を希望する場合は事前に事務局に相談すること。
- (5) 一般消費者向けに販売され、デパート、スーパー、土産品店、通信販売、インターネット販売等により一般消費者が直接購入できる製品であること。
- (6) 申請時において販売を開始している製品であること。
- (7) 優良県産品として推奨を受けるために特別に調製・製造したものではないこと。
- (8) 審査対象製品は、事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限る(別紙「審査対象品一覧表」のとおり)。なお、一覧表にない製品の申請を希望する場合には、事前に事務局に相談すること。
- (9) 化粧品及び医薬部外品、その他医薬品等適正広告基準により県の推奨事実を広告に利用できない製品は対象外とする。

### 3. 申請区分

申請者は、申請製品の特性、価格帯、販路、想定顧客層等を踏まえ、「定番商品」又は「高価格帯商品」のいずれかの区分を選択して申請すること。

#### (1) 定番商品

定番商品とは、一般消費者向けに広く販売され、県民、観光客等による日常的、継続的又は反復的な購入が見込まれる商品であり、価格、品質、供給体制、販路展開等の面から幅広い市場への普及を目指す商品をいう。

#### (2) 高価格帯商品

高価格帯商品とは、販売数量の多寡にかかわらず、素材、製法、希少性、ブランド性等による高い付加価値を訴求し、特定の顧客層又は高付加価値商品市場を想定した商品をいう。

### 4. 申請受付数

申請製品については、原則1社(1組合)につき1製品とする。ただし、フレーバー、容量、規格、サイズ、色、柄、デザイン等が異なる製品であっても、主たる原材料、製造方法、商品コンセプトが同一であり、一連の商品群として販売されているものについては、事務局が認める場合に限り、1製品として申請することができる。

なお、推奨期間満了に伴い同一製品について再度推奨を希望する場合は、上記の申請受付数には含まない。

### 5. 申請に必要な書類等

(1) 申請書【別紙様式】

(2) 事業計画書【別紙様式】

(3) 製品情報【別紙様式】

(4) 申請製品の容器・包装・表示面のデータ(通常販売時の容器、包装、外箱、内包装、ラベル、商品説明書等の表示内容が確認できる写真又はPDF等) ※1

(5) 使用原材料等配合調書(非食品の場合は使用材料調書)【別紙様式・1製品につき1通】

(6) 製造工程表【別紙様式・1製品につき1通】 ※2

(7) 製造又は販売に関して、関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等を要する場合は、営業許可証又は営業届等、その証明書類の写し ※3

(8) 食品表示基準に係る栄養成分表示又は栄養強調表示をしている場合、その表示に係る根拠資料の写し

(9) 商品やチラン等に特許、意匠登録、受賞等の表示をしている場合、これを証明する書類の写し

(10) 受付期間：令和8年7月1日(水)～令和8年8月12日(水)

### 留意事項

※1 食品の場合は賞味期限等を含む表示内容が確認できるデータを、非食品の場合は通常販売時に付される表示、ラベル、添付書類等が確認できるデータを提出すること。申請時には表示内容の文字が確認できる解像度の写真又はPDF等を提出すること。判読が困難な場合は、再提出又は現物提出を求める場合がある。

※2 食品については、衛生管理計画及び当該計画に基づく管理記録(直近1カ月分以上)を提出すること。

※3 製造所が複数にまたがる場合、全ての製造所について証明書類を提出すること。

注) 申請書類に不備があった場合は、受付期間中に修正して再提出すること。

### 6. 申請書類の提出先

株式会社クロックワーク(優良県産品推奨事務局) TEL:098-941-3929 FAX:098-941-3930

E-mail: [yuryoukensanhin@clock-work.net](mailto:yuryoukensanhin@clock-work.net) ウェブサイト: <https://yuryoukensanhin.com/>

※申請書類及びデータは原則メールで提出すること。

## 7. 書類審査の実施

申請書類の不備、法令遵守の確認ができない場合、食品表示・栄養成分表示等に関わる基準を満たしていない場合、衛生管理計画に基づく記録が確認できない場合など、審査に必要な事項が確認できない場合は、書類審査不合格とする場合がある。また、軽微な不備については、事務局が指定する期限までに補正を求めめる場合がある。

## 8. 一次審査の実施

一次審査では、試食又は現物確認を行うため、書類審査を通過した申請者は、事務局が指定する時期、数量及び方法により申請製品の現物を提出すること。

## 9. 一次審査における審査項目

### <定番商品>

- (1)商品力:地元素材の活用など沖縄らしさが十分に感じられ、パッケージなども含めて優れた商品であるか。
- (2)ターゲット:ターゲットが明確であり、商品コンセプトや価格設定が市場ニーズを捉えている商品であるか。
- (3)将来性:市場ニーズに対して柔軟に対応でき、高い将来性を感じさせる商品であるか。
- (4)生産力:高品質の製品を安定的に生産又は供給でき、市場拡大や販路拡大にも対応できる商品であるか。
- (5)SDGs:生産や供給において、地域社会への貢献や環境保全等に資する取組が行われているか。

### <高価格帯商品>

- (1)商品力:伝統の文化、素材を用いるなど、付加価値が高く、沖縄らしさが感じられる総合的に優れた商品であるか。
- (2)ターゲット:ターゲットが明確であり、県内外の高価格帯市場又は高付加価値商品市場を見据えている優れた商品であるか。
- (3)生産技術:製造、加工、デザイン等において、伝統技術や独自の製法・技法が十分に活用され、独自性を持つ優れた商品であるか。
- (4)市場性:県内外の高価格帯市場又は高付加価値商品市場での販路拡大が期待できる実績や根拠を持つ優れた商品であるか。
- (5)伝統・文化:伝統の技術や文化と結びつき、普遍的な価値を感じさせる優れた商品であるか。

## 10. 最終審査の実施

一次審査を通過した製品は、最終審査会での協議を経て推奨を決定する。

※製品に必要な表示等、関係法令への対応が必要な製品については、その対応を推奨条件とする。

## 11. 各賞の授与

一次審査により各賞の受賞候補に選定された製品については、最終審査会でのプレゼンテーション審査を実施する。要件を満たした製品については最終審査会での協議を経て、各賞を授与する。

### (1)最優秀賞

推奨製品の中から、審査結果等を踏まえて最も優れた製品を選定し授与する。

### (2)優秀賞

推奨製品の中から、審査結果等を踏まえて優れた製品を選定し授与する。

### (3)U-22 特別賞(任意)

申請製品の企画又は開発に主として関与した者が、申請年度末時点で22歳以下である場合に対象とする。推奨製品の中から審査結果等を踏まえて特に優れた製品を選定し授与する。

#### (4) 審査員特別賞(任意)

推奨製品の中から、審査結果等を踏まえて審査員が特に評価すべき特徴を有すると認めた製品を選定し授与する。

#### 12. 審査結果の通知

各審査の結果は、申請者へ通知する。

#### 13. 推奨期間

推奨状交付後3年間を推奨期間とする。

#### 14. 推奨された製品について

推奨された製品は『沖縄県推奨優良県産品』として公表する。県内外での販路拡大に向け、必要に応じて、商談機会の提供、県主催のプロモーションイベント、展示会等への参加機会の案内などの支援を行う。

また、推奨された製品は、沖縄県が定める使用基準及び事務局の案内に従い、推奨マークを表示することができる。推奨マークの使用にあたっては、沖縄県が定める使用基準及び事務局の案内に従うものとする。

注)旧ロゴマークの使用は認めないものとする。

#### 15. 推奨後の調査等への回答

推奨を受けた事業者には、本制度の効果検証及び今後の事業改善のため、推奨後の販路拡大、売上、認知度向上、商談機会の創出等に関するアンケート調査その他必要な調査へ回答すること。

#### 16. 推奨の取消し

関係法令、本募集要項、推奨マーク使用基準その他県が定める規程等に違反していることが確認された場合は、推奨を取り消すことがある。

申請にあたっては、関係法令への違反がないか、あらかじめ申請者自身で確認すること。

#### 17. 問合せ先一覧

##### ◆制度に関する問い合わせ

株式会社クロックワーク 那覇市牧志 2-19-10 松善ビル1F 電話:098-941-3929

##### ◆製品表示に関する問い合わせ先

沖縄県生活福祉部 生活安全安心課 那覇市泉崎 1-2-2 県庁4階 電話:098-866-2187

##### ◆試験研究機関連絡先

沖縄県工業技術センター うるま市州崎 12-2 電話:098-929-0111

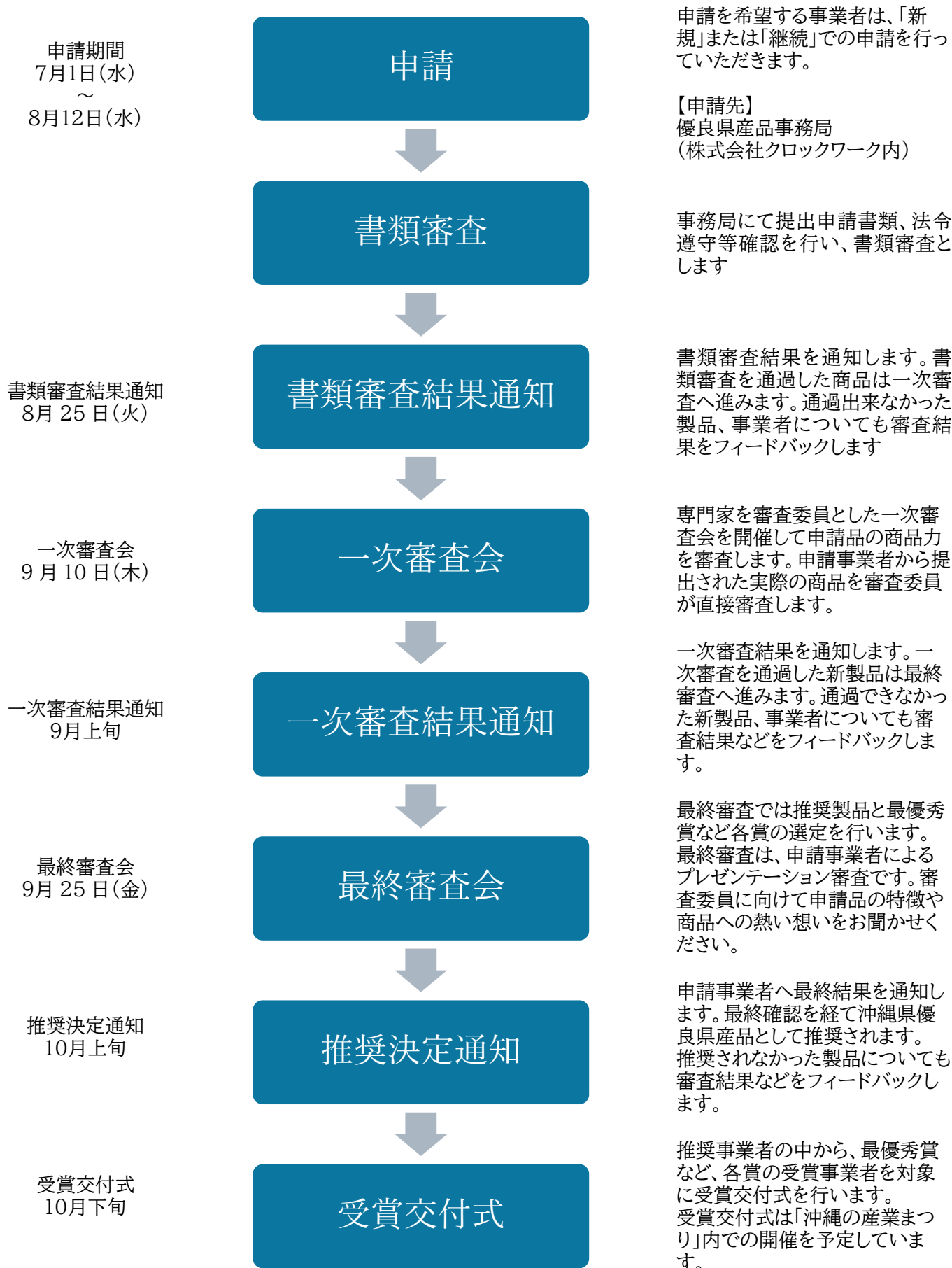
(一財)沖縄県環境科学センター 浦添市字経塚 720 番地 電話:098-875-1941

##### ◆本事業担当課

沖縄県商工労働部 グローバルマーケット戦略課 那覇市泉崎 1-2-2 電話:098-866-2340

以上

## 推奨までのフローチャート(一般部門)



# 令和8年度 沖縄県優良県産品推奨事業 申請書の記入要領

## 1. 申請書

申請書及び事業計画書は審査の対象となるため、正確に記入すること。

### (1). 申請する部門

①一般部門 定番商品、②一般部門 高価格帯商品、③工業系製品部門 小売製品、④工業系製品部門 製法・工法製品の中から、申請する部門を選択すること。

一般部門に申請する場合は、募集要項に記載する「定番商品」及び「高価格帯商品」の定義を確認のうえ、申請製品の特性、価格帯、販路、想定顧客層等を踏まえて、いずれかの区分を選択すること。

工業系製品部門に申請する場合は、募集要項に記載する「小売製品」及び「製法・工法製品」の定義を確認のうえ、申請製品の特性、用途、販路、技術的特徴等を踏まえて、いずれかの区分を選択すること。

### (2). 申請区分

新たに申請する製品は「新規」、既に推奨されている製品は「継続」を選択すること。

### (3). 製品の名称

申請する製品の名称を記入すること。

### (4). 規格(内容量)

ア. 申請製品の内容量等を記入すること。

イ. 同一製品で、規格(内容量・サイズ・色・デザイン等)が異なる複数の製品がある場合は、その全ての規格を一製品として記入し、提出すること。

※規格によってパッケージのデザインが大幅に異なる等の場合には、事務局の判断により規格違いでも別製品としての申請とする場合がある。

### (5). 申請製品の特徴

申請製品について、特徴や強みなどを具体的に記入すること。。

### (6). 申請製品の販売開始年月日

申請製品の販売開始年月日を西暦で記入すること。

申請時点で販売、提供又は施工実績がある製品等を対象としているため、販売開始年月日が分かるように記入すること。

### (7). 標準小売価格

申請製品の標準小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)

### (8). 申請製品の供給能力

申請製品のひと月における供給能力を記入すること。

月あたりの製造個数、出荷可能数、提供可能件数、施工可能件数等、申請製品の実態に応じて記入すること。

季節性がある製品や販売時期が限られる製品については、販売時期、販売可能期間、毎年の販売予定の有無を記入すること。

工業系製品部門の場合は、月あたりの製造可能数、販売可能数、提供可能件数、施工可能件数、受注生産への対応可否等を、申請製品又は申請内容の実態に応じて記入すること。

### (9). 主たる製造所の所在地

当該製品の製造において主たる製造所の所在地を記入すること。

食品については、一括表示等に記載される製造所の所在地が沖縄県内であることを確認できるように記入すること。

食品表示上の「加工」のみを県内で行う場合、又は県内で行う工程が包装、ラベル貼付、検品、保管、出荷、小分け、詰替え等の付随的又は軽微な工程のみである場合は、県内製造要件を満たさない。

工業系製品部門については、製造所の所在地・名称に加え、県内で行う製造、加工、開発又は施工の内容が分かるように記入すること。

製法・工法製品の場合は、施工実績資料、導入実績資料、仕様書、カタログ等により、県内で行われる工程又は技術的価値が確認できるようにすること。

工業系製品部門において、県内で行われる工程が包装、ラベル貼付、単純な組立等の付随的な工程のみである場合は、県内製造要件を満たさない。

(10). 製造所の名称

当該製品の製造において主たる製造所の名称を記入すること。

(11). 営業の種類

食品・許可業種等、該当する場合は当該製品の製造又は販売に関する許可等の営業の種類を記入すること。該当しない場合は「該当なし」と記入すること。

(12). 営業許可番号

食品・許可業種等、該当する場合のみ、営業許可証等に記載のある番号を記入すること。該当しない場合は「該当なし」と記入すること。

(13). 県内で行う主たる製造工程

募集要項に定める県内製造要件を確認するため、県内で行う主たる製造工程を具体的に記入すること。

工業系製品については、製品価値の形成に主要な影響を与える製造、加工、開発又は施工の内容を記入すること。

(14). 県外製造工程の有無

県外製造工程の有無を選択すること。

(15). PL 保険(生産物賠償責任保険)に加入している

「加入している」又は「加入していない」を選択すること。

(16). 直近 1 年間の売上額

申請製品の直近 1 年間の売上額を記入すること。単位は円とすること。

(17). 直近 1 年間の売上構成比

申請製品の直近 1 年間における、県内及び県外での売上構成比を記入すること。単位は%とすること。

(18). 申請製品の予定販売ルート

予定している販売ルートを記入すること。

(19). 市場別で目標とする販売割合

目標とする販売割合を記入すること。単位は%とすること。

「県内消費者向け」、「県外消費者向け」、「観光客向け」それぞれの販売割合を記入すること。

(20). 連絡担当者

申請を担当する者の氏名を記入すること。

(21). 所属部署・役職

申請を担当する者の所属部署・役職を記入すること。

(22). 電話番号

申請を担当する者と連絡がとれる電話番号を記入すること。

(23). メールアドレス

申請を担当する者と連絡がとれるメールアドレスを記入すること。

(24). U-22 枠での申請

申請製品の企画又は開発に主として関与した者が、申請年度末時点で 22 歳以下である場合、U-22 特別賞の対象として申請することができる。U-22 枠での申請を希望する場合は「申請する」、希望しない場合は「申請しない」を選択すること。

(25). U-22 対象者名

U-22 枠での申請を希望する場合、申請製品の企画又は開発に主として関与した者の氏名を記入すること。

(26). U-22 対象者の年齢

U-22 枠での申請を希望する場合、申請製品の企画又は開発に主として関与した者の申請年度末(令和 9 年 3 月末)時点の年齢を記入すること。

## 2. 事業計画書

### (1). 事業概要

①. 事業概要

どのような事業を行っているかの概要などを記入すること。

②. 操業開始年月

操業開始年月を西暦で記入すること。

③. 常用労働者数

令和 8 年 3 月末日現在の人数を記入すること。なお、常用労働者とは、次のいずれかをいう。

ア. 期間を決めず、又は 1 ヶ月を超える期間を決めて雇われている者。

イ. 日々又は 1 ヶ月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ 18 日以上雇われた者。

ウ. 他の企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などで、上記ア、イに該当する者。

エ. 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者。

オ. 事業主の家族で、その事業社に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受け取っている者。

④. 年間売上高

直近の年間売上高を記入すること

⑤. 資本金等

資本金、出資金又は元入金を記入すること。

### (2). 申請製品情報

①. 製品名

申請する製品名を記入すること。

②. 規格(内容量等)

ア. 申請製品の内容量等を記入すること。

イ. 同一製品で、規格(内容量・サイズ・色・デザイン等)が異なる複数の製品がある場合は、その全ての規格を一製品として記入し、提出すること。

※規格によってパッケージのデザインが大幅に異なる等の場合には、事務局の判断により規格違いでも別製品としての申請とする場合がある。

③. 販売年月

申請製品の販売開始年月を西暦で記入すること。

工業系製品部門において、製法・工法製品として申請する場合は、販売開始年月日に限らず、初回提供年月日、初回施工年月日、導入実績、施工実績等を記入すること。必要に応じて、主な導入先、施工先、実績資料等を添付すること。

④. 価格

申請製品の小売販売単位(本、枚、パック等)と小売販売単位毎の製造価格、卸売価格、希望小売価格を記入すること。(価格は税抜、単位は円)

⑤. 利益率

申請製品の利益率を記入すること。

⑥. 納品単位/回

1回あたりの納品単位を記入すること。

⑦. 当該製品の特徴等

当該製品の特徴等を具体的に記入すること。

⑧. ターゲット

ア. 申請製品の販売においてターゲットとして設定している性別、年齢層を記入すること。

イ. 申請製品の商標取得又は取得予定の有無を記載すること。

ウ. 想定している販売市場を選択すること。

エ. その他の特筆する事項があれば記載すること。

(3). 販売計画及び事業計画

①. 申請製品について

1年目の目標値

ア. 申請製品販売数量

申請製品の1年目の目標値は、推奨開始後1年目の目標値として記入すること。

令和8年11月から令和9年10月末日の目標値(数量、金額)を記入すること。

イ. 申請製品生産可能数量

当該申請製品の1年間における生産可能数量を記入すること。ただし、申請者が製造業者でない場合は、記入しなくてもよい。

ウ. 販売先(想定・希望)

主にどの店舗で扱われているか又は扱ってもらいたいのか、可能な限り具体的に記載すること。

エ. 全体売上高

事業全体の売上高を記入すること。

※. 同様に2年目～5年目の目標値を記入すること。

②. 申請製品も含めた会社全体の売上高(目標値)を記入

1年目～5年目の会社全体の売上高(目標値)を記入すること。

(4). 優良県産品推奨の活用計画

優良県産品推奨をどのように活用するのかを記入すること。

(5). SDGs への取組について

申請製品に関するSDGsの取組を記入すること。SDGsの取組については、沖縄県ホームページ内「沖縄県におけるSDGsの推進について」などを参考に記入すること。

<https://www.pref.okinawa.jp/kensei/shisaku/1014182/1023438.html>

### 3. 製品情報詳細(共通)

#### 食品・工業製品共通

(1). JANコード

JANコードがある場合は記入すること。一連の商品群(シリーズ商品)での申請の場合は、それぞれのJANコードを提出すること。JANコードがない場合は「該当なし」と記入して差し支えない。

※JANコードとは、国内の小売店舗および電子商取引において取り扱われる商品に付されるバーコードであり、当該番号をレジスター等で読み取ることにより、当該商品を製造・販売する事業者および商品内容を迅速に識別し、販売管理及び在庫管理の効率化に資するものである。

※JANコードを取得するためには、まず商品を販売する事業者が一般財団法人流通システム開発センター(GSI Japan)に加入し、企業コードの付与を受ける必要がある。その後、当該企業コードに事業者が設定した商品コードを組み合わせることにより、13桁のJANコードを生成する。生成した番号をバーコードとして印刷し商品に表示することで、JANコードの付与手続は完了する。なお、個人事業主による取得も可能である。

(2). メーカー・ブランド

メーカー名、ブランド名があれば記入すること。

(3). ITFコード

ITFコードを記入すること。一連の商品群(シリーズ商品)での申請の場合は、それぞれのITFコードを提出すること。ITFコードがない場合は「該当なし」と記入して差し支えない。

※ITFコード(Interleaved Two of Five)は、物流段階において段ボールケース等に表示されるバーコードであり、JANコードを基礎としてケース単位の商品識別を行うものである。印刷精度が低い環境でも読み取りやすい特性を有し、入在庫管理や在庫管理の効率化に寄与することから、流通業務に広く活用されている。

※ITFコードを取得するためには、事業者が自社商品のJANコードを保有していることが前提となる。当該JANコードに包装形態を示すインジケータ及びチェックデジットを付加し、14桁のITF-14コードを生成する。生成したコードをITF形式のバーコードとして段ボールケース等に表示することで、物流段階における商品識別が可能となり、入在庫管理及び在庫管理の効率化に資するものである。

(4). 商品番号

商品番号、又は型番を記入すること。

(5). 販売者

販売者の名称及び住所を記入すること。

(6). 内容量

数値で記入すること。また単位も記入すること。

(7). 内容量(1個あたり)

1個あたりの内容量を数値で記入すること。また単位も記入すること。

(8). 税率

製品に係る税率を記入すること。

(9). 商品サイズ

各荷姿のサイズ・総重量・入り数を数値で記入すること。

縦(奥行)・横(幅)・高さの単位はmm。総重量の単位はg又はmLとする。

(10). 発注単位

発注単位を記入すること。

(11). 納品リードタイム[日]

当該製品の発注から納品までの日数を記入すること。

(12). 生産数(日産)

1日あたりの生産数を記入すること。

(13). 受注可能数量

当該製品の受注可能数量を記入すること。

(14). 注意事項

当該製品の注意事項があれば記入すること。

食品のみ

(15). 賞味期限

製造日を含めた賞味期限の日数を記入すること。

(16). 製造日表示の有無

「有」又は「無」を記入すること。

(17). 保存方法

当該製品の保存方法を記入すること。

(18). 流通温度帯

当該製品の流通時の温度帯を記入すること。

(19). コンタミネーション表示の有無

食品を生産する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、アレルギー物質が微量混入してしまう場合「有」、混入しない場合「無」を記入すること。

(20). コンタミネーション表示内容

コンタミネーション表示がある場合、内容を記入すること。

(21). 一括表示

当該製品の一括表示の写真を貼り付けること。表示内容(文字)が確認できないサイズの場合は、別途提出すること。

(22). 一括表示以外の自主表示事項

一括表示以外の自主表示事項があれば記入すること。

(23). 栄養成分規格

一括表示に記載されている栄養成分・成分値・単位を記入すること。

(24). 表示単位

一括表示に記載されている表示単位を記入すること。

(25). 栄養成分表示の有無

「有」又は「無」を記入すること。

(26). 栄養成分強調表示の有無

「有」又は「無」を記入すること。

(27). 品質保持剤の有無

「有」又は「無」を記入すること。

(28). 品質保持剤名

品質保持剤の有無で「有」とした場合、品質保持剤名を記入すること。

#### 4. 申請書以外に必要な関係書類等

提出が必要な書類は、申請する部門、製品の種類、表示内容、関係法令上の必要性により異なる。募集要項の「申請に必要な書類等」を確認のうえ、該当する書類を提出すること。

(1). 申請製品の容器・包装・表示面のデータ

ア. 申請時には、通常販売時の容器、包装、外箱、内包装、ラベル、商品説明書等について、通常販売時の表示内容が確認できる写真又は PDF 等を提出すること。

イ. 食品の場合は、賞味期限等を含む表示内容が確認できるものを提出すること。

ウ. 表示内容の文字が判読できる解像度で提出すること。判読が困難な場合は、再提出又は現物提出を求める場合がある。

エ. 一次審査における現物提出は、書類審査通過後に事務局が指定する時期、数量及び方法により行うものとし、申請時のデータ提出とは別に案内する。

(2). 工業系製品部門における申請製品に関する画像等の資料

- ア. 工業系製品部門に申請する場合は、申請製品の全体、主要部分又は特徴部分分かる写真、仕様書、カタログ、図面、施工実績資料、導入実績資料等を提出すること。
- イ. 大型機械、設備、施工物等により、資料での確認が必要な場合は、写真、図面、仕様書、カタログ等を提出すること。

(3). 使用原材料等配合調書又は使用材料調書

- ア. 一般部門の食品については、使用原材料等配合調書を提出すること。
- イ. 使用原材料の記入にあたっては、配合率の高いものから順に記入すること。
- ウ. 各項目は規格書に記載されている内容を正確に記入すること。「そうけんくん」や「e-Base」等の情報があればこれらの情報で代用できるものとする。
- エ. 工業系製品部門又は非食品については、使用材料調書を提出すること。
- オ. 使用材料調書には、主材料、副材料、使用部位、材質、用途・機能、規格・認証、品質又は性能を示す資料の有無等を、申請製品の内容に応じて記入すること。

(4). 製造工程表

- ア. 食品の場合、HACCP の取組状況を記入すること。
- イ. 衛生管理計画を立てる際に使用した手引きを記入すること。(厚生労働省で公開されている手引き等)
- ウ. 基本的な製造過程を詳細に記入すること。特に機械を用いている場合はその機械名を、手作業で行っている場合は手作業と記入すること。例:ジャムを容器に入れる工程については、「充てん(充填機)」又は「充てん(スプーンを用いた手作業)」のように記入すること。
- エ. 使用原材料等配合調書に記入された使用原材料及び使用添加物が工程のどの段階で使用又は、添加されるのかを明示すること。
- オ. 食品の場合、原材料及び添加物については、通常一回の工程で使用される量を記入すること。
- カ. 製造所が複数にまたがる場合は、工程表の各段階で製造所名を記入すること。
- キ. 製造工程の一部を県外製造所で行っている場合はその理由を記入すること。
- ク. 食品表示上の「加工」のみを県内で行う場合は対象外となるため、製造工程表には、県内で行う主たる製造工程が分かるように記入すること。
- ケ. 県内で行われる工程が、包装、ラベル貼付、検品、保管、出荷、小分け、詰替え等の付随的又は軽微な工程のみである場合は、県内製造要件を満たさない。当該工程のみでは申請対象とならないため、留意すること。
- コ. 工程表は別に定める様式を使用し、別紙3記入例を参考に記入すること。
- サ. 工業系製品部門において、製法・工法製品として申請する場合は、製造工程に限らず、施工方法、提供方法、加工技術、品質管理方法、技術上の特徴、導入実績又は施工実績が分かるように記入すること。
- シ. 提出書類等で県内製造所要件が確認できない場合は、事務局からの求めに応じ、日程調整のうえ、生産現場等の視察を受け入れるものとする。

(5). 関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等の証明書類

- ア. 申請製品の製造又は販売に関して、食品衛生法その他関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等を要する場合は、その証明書類の写しを提出すること。
- イ. 営業許可証又は営業届が必要な場合は、有効期限内のものを提出すること。
- ウ. 申請者が販売業者である場合は、申請製品の製造業者に係る証明書類を提出すること。
- エ. 製造所が複数にまたがる場合は、該当する全ての製造所について提出すること。証明書類の提出を要しない場合は、提出不要とする。
- オ. 工業系製品部門については、建築基準法、電気用品安全法、消防法、計量法その他関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等を要する場合は、その証明書類の写しを提出すること。該当しない場合は提出不要とする。

(6). 栄養成分表示又は栄養強調表示に係る根拠資料の写し

- ア. 栄養成分表示又は栄養強調表示をしている食品については、その表示に係る根拠資料の写しを提出すること。
- イ. 根拠資料は、分析試験結果、引用元が確認できるデータ、計算資料等とし、表示内容と整合していることが確認できるものとする。

(7). HACCP の管理記録簿(直近1カ月分)

食品を申請する場合は、衛生管理計画及び当該計画に基づく管理記録(直近 1 カ月分)を提出すること。管理記録は、申請製品又は申請製品を製造する施設における衛生管理の実施状況が確認できるものとする。

(8). 特許、意匠登録、受賞等を証明する書類

商品、包装、チラシ、カタログ、ウェブサイト等に特許、意匠登録、受賞歴等を表示している場合は、その内容を証明する書類の写しを提出すること。

申請にあたっては、申請者自身において、申請製品の表示、広告、製造、販売、施工、提供等に関する法令への違反がないか、あらかじめ確認すること。必要に応じて関係機関へ確認すること。

以上

## 令和8年度 沖縄県優良県産品推奨事業 審査対象品一覧表(飲食料品)

1. 「一般部門」の審査対象品は下表のとおりで、優良県産品推奨事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限る。
2. 申請対象製品は、消費者が直接デパート、スーパー、土産品店等で購入できるもの、または、通信販売やインターネット上で直接注文購入できるものに限る。
3. 簡易な加工のみの製品、賞味期限又は消費期限が製造日から3日未満の製品は対象外となる。詳細は募集要項を確認すること。
4. 下表に無いものを申請する場合は、事前に事務局に相談すること。

【優良県産品推奨事業事務局】 株式会社クロックワーク TEL:098-941-3929 FAX:098-941-3930

E-mail: [yuryoukensanhin@clock-work.net](mailto:yuryoukensanhin@clock-work.net)

### 一般製品(飲食料品)

大分類	中分類	審査対象品
1. 農産加工食品	1-1 野菜加工品 1-2 果実加工品 1-3 茶, コーヒー及びココアの調製品 1-4 香辛料 1-5 めん・パン類 1-6 穀類加工品 1-7 菓子類等 1-8 豆類の調製品 1-9 その他の農産加工食品	14-3-1 乾燥しいたけ 13-8-1 健康食品(きのこ複合菌糸体) 13-8-2 健康食品(アガリクス粒) 5-2-1 ジャム類 7-2-1 島とうがらし(コーレーグース) 4-2-1 乾めん 4-2-2 生めん 4-2-7 ゆでめん 4-2-6 麩 4-1-1 米(玄米) 9-1 菓子類 12-1-2 レトルト食品(菓子類) 2-4-1 氷菓 4-2-3 豆腐よう 5-1-1 農産物漬け物 5-1-2 酒粕漬け 13-1-1 健康食品(ローヤルゼリー)13-9-1 健康食品(ウコン食品)
2. 畜産加工食品	2-1 肉製品 2-2 酪農製品 2-3 加工卵製品 2-4 その他の畜産加工食品	1-1-1 乾燥食肉製品 1-1-2 非加熱食肉製品 1-1-3 特定加熱食肉製品 1-1-4 加熱食肉製品 2-1 牛乳(-1 牛乳、-2 加工乳) 2-2 乳製品(-1 チョコレート、-2 はっ酵乳、-3 乳飲料) 2-3-1 アイスクリーム 2-3-2 アイスミルク 2-3-3 ラクトアイス
3. 水産加工食品	3-1 加工魚介類 3-2 加工海藻類 3-3 その他の水産加工食品	1-2-1 魚肉ねり製品 6-1-1 乾燥魚肉 6-1-2 塩辛 6-1-3 水産物加工食品(みどり貝) 11-1-4 生食用冷凍鮮魚介類 13-2-1 魚油ゼラチン粒 6-2-1 コンプ粉末 6-2-2 乾燥もずく、乾燥ひじき 6-2-3 海藻こんにやく 6-2-4 うるす 14-1-1 つくだ煮
4. その他の食料品	4-1 調味料及びスープ 4-2 食用油脂 4-3 調理食品 4-4 他に分類されない食料品	4-2-4 みそ 4-2-5 油みそ 7-1-1 塩 7-1-2 塩(添加物入り) 7-1-3 砂糖 7-1-4 シロップ 7-1-5 たれ 7-1-6 めんつゆ 7-1-7 調味料 8-1-1 香味食用油 12-1-1 レトルト食品 14-3-2 新含気調理食品 3-2-1 粉末清涼飲料水 11-1-1 無加熱摂取冷凍食品 13-7-1 クロレラ製品 11-1-2 加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱) 11-1-3 加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱以外のもの)
5. 飲料	5-1 アルコールを含まない飲料 5-2 アルコールを含む飲料	◎清涼飲料水(3-1-1 ミネラルウォーター類、3-1-2 果汁を使用したジュース類、3-1-3 その他清涼飲料水) ◎ビール ◎果実酒 ◎泡盛 ◎蒸留酒 ◎穀物を原料として発酵させた飲料

# 令和8年度 沖縄県優良県産品推奨事業 審査対象品一覧表(非食品)

1. 「一般部門」の審査対象品は下表のとおりで、優良県産品推奨事務局が定めた審査基準で判定可能なものに限る。
2. 申請対象製品は、消費者が直接デパート、スーパー、土産品店等で購入できるもの、または、通信販売やインターネット上で直接注文購入できるものに限る。
3. 簡易な加工のみの製品は対象外となる。詳細は募集要項を確認すること。
4. 対象外:化粧品、歯磨き等の医薬部外品、電化製品・大型家具・家庭園芸用品等の生活用品及び美術品の他、裁断や包装等の簡易な加工のみの製品は対象外となる。
5. 下表に無いものを申請する場合は、事前に事務局に相談すること。

【優良県産品推奨事業事務局】 株式会社クロックワーク TEL:098-941-3929 FAX:098-941-3930

E-mail: [yuryoukensanhin@clock-work.net](mailto:yuryoukensanhin@clock-work.net)

## 一般製品(非食品)

大分類	中分類	審査対象品
1. 台所用品及び食卓用品	1-1 調理器具	◎ボール ◎洗いおけ ◎あわだて器 ◎フライ返し類 ◎しゃくし類 ◎こし器類 ◎皮むき器, おろし器及び削り器 ◎その他の調理用具
	1-2 料理器具	◎かま ◎なべ ◎フライパン ◎その他の料理器具
	1-3 飲食器	◎さら ◎カップ ◎スープわん ◎その他の飲食器
	1-4 食卓器具類	◎ピッチャー類 ◎調味料入れ ◎盆 ◎その他食卓器具類
	1-5 食料貯蔵器具	◎ポット・水筒 ◎弁当箱 ◎重箱 ◎その他食料貯蔵器具
	1-6 食卓用はし等及び同附属品	◎食卓用刀 ◎フォーク ◎スプーン ◎はし ◎はし箱 ◎はし置き ◎れんげ・受け皿
	1-7 バーアクセスリ	◎カクテルシェーカ ◎ドリンクミキサ ◎その他のバーアクセスリ
	1-8 その他の台所用品及び食卓用品	◎食事用紙製品 ◎レモン絞り器 ◎ストロー ◎他に分類されない台所用品及び食卓用品
2. 衣服	2-1 外衣等	◎かりゆしウェア ◎その他外衣類
	2-5 くつ下等	◎くつ下 ◎足袋 ◎帽子 ◎手袋
3. 身の回り品	3-1 ハンカチーフ等	◎ハンカチーフ ◎ネクタイ ◎スカーフ及びネックチーフ ◎その他えり飾り
	3-3 ズボン吊り等	◎ズボン吊り ◎くつ下止め ◎アームバンド ◎衣服用ベルト ◎バックル
	3-4 和装用身の回り品	◎帯どめ・帯あげ ◎羽織ひも ◎ふろしき ◎その他和装用身の回り品
	3-9 その他の身の回り品	◎袋物 ◎かばん ◎かさ及びつえ ◎扇子 ◎財布
4. 履物	4-1 履物	◎革靴 ◎地下足袋 ◎スリッパ ◎サンダル ◎下駄 ◎草履 ◎スポーツ専用靴
5. 装身具、身辺細貨品及び銀器	5-1 装身具	◎指輪 ◎ネックレス ◎イヤリング ◎プレスレット類 ◎ペンダント ◎ブローチ及びこれに類するもの ◎カフスポタン, ネクタイピン及びこれらに類するもの
	5-2 化粧用具等	◎ブラシ類 ◎クシ ◎ヘアピン ◎かつら ◎つけひげ
	5-3 銀器等	◎花器 ◎キャンドルスタンド ◎賞杯 ◎酒器
	5-4 その他の装身具	◎時計バンド ◎キーホルダー ◎室内装飾用造花
6. 家庭用繊維製品	6-1 敷物及びカバー等	◎床敷物 ◎座ぶとん及びクッション ◎寝具 ◎カーテン及びとばり ◎いすカバー及び座ぶとんカバー ◎テーブル掛け
7. その他の住生活用品	7-1 電気を使用しない家庭用器具	◎洗たく器 ◎衣類しぼり器 ◎たらい ◎その他の洗濯器具及び洗濯用品 ◎ほうき類 ◎ブラシ類 ◎ちり取り ◎その他の清掃器具
	7-2 台所用ハンガー類	◎台所用ハンガー ◎ふきん掛け ◎網だな
	7-3 小型家具	◎器物台 ◎帽子掛け及びかさ(傘)立 ◎その他小型家具
	7-4 装飾品	◎花器・花器台 ◎香器及び茶器 ◎置物 ◎額縁 ◎額さら
	7-5 すだれ等	◎日おい ◎日よけ ◎すだれ
	7-6 他に分類されない住生活用品	◎衣類用ハンガー ◎郵便受け及び状差し ◎ごみ箱 ◎他に分類されないその他の住生活用品(園芸用品、芸術品を除く)
8. 家庭用合成洗剤及び化学製品	8-1 家庭用合成洗剤	◎合成洗剤(衣料用) ◎合成洗剤(衣料用を除く)
	8-2 家庭用化学製品	◎家庭用洗剤 ◎家庭用つや出し剤類 ◎家庭用染料 ◎家庭用接着剤
9. 娯楽装置及びがん具	9-1 室内娯楽用具	◎囲碁, 将棋, チェス及びマージャン ◎その他の室内娯楽用具
	9-2 がん具及び人形	◎がん具類 ◎人形 ◎その他のがん具
10. その他の生活用品	10-1 マッチ及び線香等	◎マッチ ◎ろうそく ◎くん物 ◎線香
	10-2 その他生活用品	◎その他の生活用品 (※事前に御相談ください。)

## 主な質問と回答(一般部門)

---

### 1. 申請資格に関する質問

#### 【関連箇所】募集要項「1. 申請資格(1)」

Q1. 県外に本社がありますが、沖縄県内に営業所や店舗があります。申請できますか。

A. 申請資格では、「県内に事業の本拠を有する製造業者又は販売業者であること」が必要です。県内の営業所や店舗が事業の本拠といえるかについては、事業実態や製造・販売体制等を確認したうえで判断します。

Q2. 販売業者ですが、製造は別会社に委託しています。申請できますか。

A. 県内に事業の本拠を有する販売業者であれば、申請できる場合があります。ただし、申請製品について県内製造所要件を満たしていること、製造所や製造工程が確認できることが必要です。

Q3. 個人事業主でも申請できますか。

A. 県内に事業の本拠を有し、製造業者又は販売業者として申請資格を満たす場合は、個人事業主でも申請できる場合があります。

#### 【関連箇所】募集要項「1. 申請資格(2)ア」

Q4. 食品の場合、県内製造所要件はどのように確認されますか。

A. 食品については、一括表示等の食品表示において、沖縄県内に所在する製造所が明示されていることを確認します。製造所固有記号を使用している場合は、その記号に対応する製造所の所在地が沖縄県内であることを確認できる資料が必要です。

Q5. 食品表示の製造所が県外になっている場合、申請できますか。

A. 原則として、食品表示において沖縄県内に所在する製造所が確認できることが必要です。製造所が県外である場合は、県内製造所要件を満たさない可能性があります。

Q6. 製造所固有記号を使用している食品でも申請できますか。

A. 申請できます。ただし、製造所固有記号に対応する製造所の所在地が沖縄県内であることを確認できる資料を提出してください。

Q7. 県外で製造した食品を、県内で袋詰めやラベル貼付だけ行っている場合は申請できますか。

A. 申請できません。県内で行う工程が、包装、ラベル貼付、検品、保管、出荷、小分け、詰替え等の付随的又は軽微な工程のみである場合は、県内製造要件を満たしません。

Q8. 食品表示上の「加工」だけを沖縄県内で行っている場合は申請できますか。

A. 申請できません。食品表示上の「加工」のみを沖縄県内で行っている場合は、県内製造要件を満たしません。

#### 【関連箇所】募集要項「1. 申請資格(2)イ」

Q9. 非食品の場合、県内製造所要件はどのように確認されますか。

A. 非食品については、製品本体、包装、添付書類、法令上必要な表示、製造証明書、委託製造契約書、製造工程表その他の客観資料により、沖縄県内に所在する製造所で主たる製造工程が行われていることを確認します。

Q10. 非食品で、県外製造の製品に県内でラベルを貼って販売している場合は申請できますか。

A. 申請できません。県内で行われる工程が、包装、ラベル貼付、検品、保管、出荷等の付随的又は軽微な工程のみである場合は、県内製造要件を満たしません。

Q11. 県内で企画・デザインを行い、製造は県外で行っている非食品は申請できますか。

A. 非食品については、沖縄県内に所在する製造所で主たる製造工程が行われていることを確認できる必要があります。企画・デザインのみを県内で行っている場合は、県内製造所要件を満たさない可能性があります。

【関連箇所】募集要項「1. 申請資格(3)」

Q12. 現在は小規模販売ですが、今後販路を広げたい商品でも申請できますか。

A. 申請できます。申請資格では、販路や売上の拡大を計画していることが求められています。事業計画書に、販路拡大や売上増加の計画を記入してください。

【関連箇所】募集要項「1. 申請資格(4)」

Q13. 表示や広告内容に不安がありますが、申請できますか。

A. 関係法令に違反しないことが申請資格です。表示や広告内容に不安がある場合は、申請前に関係機関又は事務局へ確認してください。

---

## 2. 審査の対象に関する質問

【関連箇所】募集要項「2. 審査の対象(3)」

Q14. 継続して供給できる製品とは、どのような製品ですか。

A. 一定期間継続して製造・販売され、一般消費者が継続的に購入又は注文できる体制がある製品をいいます。安定して販売できる体制があることが必要です。

Q15. 在庫が少ない商品でも申請できますか。

A. 在庫が少ないことだけで直ちに対象外とは限りません。ただし、継続して供給できる体制があることが必要です。生産可能数量、供給能力、販売時期等が分かるように記入してください。

【関連箇所】募集要項「2. 審査の対象(4)」

Q16. 期間限定商品は申請できますか。

A. 単発的又は一時的な販売を目的とする期間限定製品は対象外です。ただし、季節性がある製品であっても、毎年一定期間継続して販売されるなど、継続的な供給体制が確認できるものは対象となる場合があります。

Q17. 季節商品でも申請できますか。

A. 毎年一定期間継続して販売されるなど、継続的な供給体制が確認できる場合は対象となる場合があります。季節性がある製品で申請を希望する場合は、事前に事務局へ相談してください。

【関連箇所】募集要項「2. 審査の対象(5)」

Q18. 業務用の商品でも申請できますか。

A. 一般部門では、一般消費者向けに販売され、デパート、スーパー、土産品店、通信販売、インターネット販売等により一般消費者が直接購入できる製品であることが必要です。一般消費者が直接購入できない業務用専用商品は対象外となる可能性があります。

Q19. インターネット販売のみの商品でも申請できますか。

A. 申請できます。通信販売やインターネット販売等により一般消費者が直接購入できる製品であれば、対象となる場合があります。

【関連箇所】募集要項「2. 審査の対象(6)」

Q20. まだ販売していない新商品でも申請できますか。

A. 申請できません。申請時において販売を開始している製品であることが必要です。

Q21. 試作品や開発中の商品は申請できますか。

A. 申請できません。申請時点で販売を開始している製品が対象です。試作品や開発中の商品は対象外です。

【関連箇所】募集要項「2. 審査の対象(7)」

Q22. 今回の申請に合わせて特別に作った商品でも申請できますか。

A. 優良県産品として推奨を受けるために特別に調製・製造したものは対象外です。通常販売されている製品である必要があります。

【関連箇所】募集要項「2. 審査の対象(8)」

Q23. 審査対象品一覧表にない商品でも申請できますか。

A. 一覧表にない製品の申請を希望する場合は、事前に事務局へ相談してください。事務局が定めた審査基準で判定可能か確認します。

【関連箇所】募集要項「2. 審査の対象(9)」

Q24. 化粧品は申請できますか。

A. 化粧品は対象外です。

Q25. 医薬部外品は申請できますか。

A. 医薬部外品は対象外です。

Q26. 健康食品や機能性をうたう食品は申請できますか。

A. 食品として申請できる場合がありますが、表示や広告内容が関係法令に違反しないことが必要です。効能効果を標ぼうする表示等については、関係機関に確認が必要となる場合があります。

Q27. 商品の広告に「効く」「改善する」などの表現がありますが、申請できますか。

A. 表示・広告内容によっては、関係法令や医薬品等適正広告基準等の確認が必要となる場合があります。法令違反が疑われる表示がある場合は、修正や確認が必要です。

---

### 3. 申請区分に関する質問

【関連箇所】募集要項「3. 申請区分」

Q28. 「定番商品」と「高価格帯商品」のどちらで申請すればよいか分かりません。

A. 申請製品の特性、価格帯、販路、想定顧客層等を踏まえて選択してください。幅広い市場への普及を目指す商品は定番商品、高い付加価値を訴求し、特定の顧客層や高付加価値商品市場を想定する商品は高価格帯商品に該当する可能性があります。

【関連箇所】募集要項「3. 申請区分(1)」

Q29. 定番商品とは、どのような商品ですか。

A. 一般消費者向けに広く販売され、県民や観光客等による日常的、継続的又は反復的な購入が見込まれる商品です。価格、品質、供給体制、販路展開等の面から幅広い市場への普及を目指す商品をいいます。

【関連箇所】募集要項「3. 申請区分(2)」

Q30. 高価格帯商品とは、どのような商品ですか。

A. 販売数量の多寡にかかわらず、素材、製法、希少性、ブランド性等による高い付加価値を訴求し、特定の顧客層又は高付加価値商品市場を想定した商品をいいます。

Q31. 価格が高くない商品でも、高価格帯商品として申請できますか。

A. 高価格帯商品は、価格だけでなく、素材、製法、希少性、ブランド性等による高い付加価値を訴求する商品であるかが重要です。申請製品の特性や想定市場を踏まえて判断してください。

---

#### 4. 申請受付数に関する質問

【関連箇所】募集要項「4. 申請受付数」

Q32. 1社で複数の商品を申請できますか。

A. 申請製品は、原則1社又は1組合につき1製品です。

Q33. フレーバー違いや容量違いの商品を、まとめて1製品として申請できますか。

A. フレーバー、容量、規格、サイズ、色、柄、デザイン等が異なる製品であっても、主たる原材料、製造方法、商品コンセプトが同一であり、一連の商品群として販売されているものについては、事務局が認める場合に限り、1製品として申請できる場合があります。

Q34. 推奨期間満了に伴い、同じ製品を再度申請する場合も1社1製品の申請数に含まれますか。

A. 推奨期間満了に伴い同一製品について再度推奨を希望する場合は、申請受付数には含まれません。

---

#### 5. 申請に必要な書類等に関する質問

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(1)～(3)」

Q35. 申請に必要な基本書類は何ですか。

A. 申請書、事業計画書、製品情報の提出が必要です。いずれも別紙様式に記入してください。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(4)」

Q36. 容器・包装・表示面のデータは、どのようなものを提出すればよいですか。

A. 通常販売時の容器、包装、外箱、内包装、ラベル、商品説明書等の表示内容が確認できる写真又はPDF等を提出してください。食品の場合は、賞味期限等を含む表示内容が確認できるものを提出してください。

Q37. 表示面の写真は、スマートフォンで撮影したものでよいですか。

A. 表示内容の文字が判読できる解像度であれば提出可能です。判読が困難な場合は、再提出又は現物提出を求める場合があります。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(5)」

Q38. 食品の場合、使用原材料等配合調書には何を記入すればよいですか。

A. 使用原材料及び使用添加物について、配合率の高いものから順に記入してください。各項目は、規格書に記載されている内容を正確に記入してください。

Q39. 非食品の場合、使用原材料等配合調書は必要ですか。

A. 非食品の場合は、使用原材料等配合調書ではなく、使用材料調書を提出してください。主材料、副材料、使用部位、材質、用途・機能、規格・認証、品質又は性能を示す資料の有無等を記入してください。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(6)」

Q40. 製造工程表には、どの程度詳しく記入する必要がありますか。

A. 基本的な製造過程を詳細に記入してください。機械を用いている場合は機械名を、手作業の場合は「手作業」と記入してください。原材料や添加物がどの工程で使用されるかも分かるように記入してください。

Q41. 製造所が複数ある場合は、どのように記入すればよいですか。

A. 製造所が複数にまたがる場合は、製造工程表の各段階で製造所名を記入してください。また、該当する全ての製造所について必要な証明書類を提出してください。

Q42. 製造工程の一部を県外で行っている場合、どのように記入すればよいですか。

A. 製造工程の一部を県外製造所で行っている場合は、その工程内容と理由を記入してください。県内で行う主たる製造工程が確認できるようにしてください。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(7)」

Q43. 営業許可証や営業届は必ず提出が必要ですか。

A. 申請製品の製造又は販売に関して、関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等が必要な場合は、その証明書類の写しを提出してください。食品の場合、営業許可証又は営業届が必要な場合は、有効期限内のものを提出してください。

Q44. 申請者が販売業者の場合、製造業者の営業許可証も必要ですか。

A. 申請者が販売業者である場合は、申請製品の製造業者に係る証明書類を提出してください。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(8)」

Q45. 栄養成分表示をしている場合、根拠資料は必要ですか。

A. 必要です。食品表示基準に係る栄養成分表示又は栄養強調表示をしている場合は、その表示に係る根拠資料の写しを提出してください。

Q46. 「カルシウムたっぷり」「低糖質」などの表示をしている場合、根拠資料は必要ですか。

A. 栄養強調表示に該当する場合は、表示に係る根拠資料の写しが必要です。分析試験結果、引用元が確認できるデータ、計算資料等、表示内容と整合していることが確認できる資料を提出してください。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等(9)」

Q47. 商品やチラシに受賞歴を表示している場合、証明書類は必要ですか。

A. 必要です。商品やチラシ等に特許、意匠登録、受賞等の表示をしている場合は、これを証明する書類の写しを提出してください。

Q48. 特許や意匠登録を出願中の場合も証明書類が必要ですか。

A. 表示内容に応じて、出願中であることを確認できる資料等が必要となる場合があります。表示内容と資料の内容が一致しているか確認してください。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等 留意事項」

Q49. 書類に不備があった場合、修正して再提出できますか。

A. 申請書類に不備があった場合は、受付期間中に修正して再提出してください。軽微な不備については、事務局が指定する期限までに補正を求める場合があります。

【関連箇所】募集要項「5. 申請に必要な書類等 ※2」

Q50. 食品の場合、HACCP の管理記録は必要ですか。

A. 必要です。食品については、衛生管理計画及び当該計画に基づく管理記録、直近 1 カ月分以上を提出してください。

Q51. HACCP の管理記録は、どのようなものを提出すればよいですか。

A. 申請製品又は申請製品を製造する施設における衛生管理の実施状況が確認できるものを提出してください。直近 1 カ月分以上の記録が必要です。

---

## 6. 申請書類の提出先に関する質問

【関連箇所】募集要項「6. 申請書類の提出先」

Q52. 申請書類はどのように提出すればよいですか。

A. 申請書類及びデータは、原則メールで提出してください。提出先は、優良県産品推奨事務局です。

Q53. メール以外で提出できますか。

A. 原則メール提出ですが、事情がある場合は事前に事務局へ相談してください。

---

## 7. 書類審査に関する質問

【関連箇所】募集要項「7. 書類審査の実施」

Q54. 書類審査では、どのような点が確認されますか。

A. 申請書類の不備、法令遵守、食品表示・栄養成分表示等に関わる基準、衛生管理計画に基づく記録など、審査に必要な事項が確認されます。

Q55. 食品表示や栄養成分表示に不備がある場合はどうなりますか。

A. 食品表示・栄養成分表示等に関わる基準を満たしていない場合や、審査に必要な事項が確認できない場合は、書類審査不合格となる場合があります。

Q56. HACCP の記録が確認できない場合はどうなりますか。

A. 衛生管理計画に基づく記録が確認できない場合は、書類審査不合格となる場合があります。

---

## 8. 一次審査に関する質問

【関連箇所】募集要項「8. 一次審査の実施」

Q57. 一次審査では現物提出が必要ですか。

A. 書類審査を通過した申請者は、一次審査で試食又は現物確認を行うため、事務局が指定する時期、数量及び方法により申請製品の現物を提出してください。

Q58. 現物提出の時期や数量はいつ分かりますか。

A. 書類審査通過後に、事務局が指定する時期、数量及び方法を別途案内します。

---

## 9. 一次審査における審査項目に関する質問

【関連箇所】募集要項「9. 一次審査における審査項目＜定番商品＞」

Q59. 定番商品では、どのような点が審査されますか。

A. 商品力、ターゲット、将来性、生産力、SDGs の観点から審査されます。

【関連箇所】募集要項「9. 一次審査における審査項目＜高価格帯商品＞」

Q60. 高価格帯商品では、どのような点が審査されますか。

A. 商品力、ターゲット、生産技術、市場性、伝統・文化の観点から審査されます。

Q61. 沖縄らしさは審査で重視されますか。

A. はい。定番商品では地元素材の活用など沖縄らしさを感じられるか、高価格帯商品では伝統文化や素材、付加価値、沖縄らしさ等が審査項目に含まれます。

---

## 10. 最終審査・各賞に関する質問

【関連箇所】募集要項「10. 最終審査の実施」

Q62. 推奨はどのように決定されますか。

A. 一次審査を通過した製品について、最終審査会での協議を経て推奨を決定します。

Q63. 表示や関係法令への対応が必要な製品はどうなりますか。

A. 製品に必要な表示等、関係法令への対応が必要な製品については、その対応を推奨条件とする場合があります。

【関連箇所】募集要項「11. 各賞の授与」

Q64. 最優秀賞や優秀賞はどのように決まりますか。

A. 推奨製品の中から、審査結果等を踏まえて優れた製品を選定し、最終審査会での協議を経て授与されます。

Q65. U-22 特別賞とは何ですか。

A. 申請製品の企画又は開発に主として関与した者が、申請年度末時点で 22 歳以下である場合に対象となる賞です。推奨製品の中から、特に優れた製品を選定し授与します。

---

#### 11. 審査結果・推奨期間に関する質問

【関連箇所】募集要項「12. 審査結果の通知」

Q66. 審査結果はどのように通知されますか。

A. 各審査の結果は、申請者へ通知します。

【関連箇所】募集要項「13. 推奨期間」

Q67. 一般部門の推奨期間は何年間ですか。

A. 推奨状交付後 3 年間です。

---

#### 12. 推奨された製品に関する質問

【関連箇所】募集要項「14. 推奨された製品について」

Q68. 推奨された場合、推奨マークを商品に表示できますか。

A. 沖縄県が定める使用基準及び事務局の案内に従い、推奨マークを表示することができます。

Q69. 旧ロゴマークを使用できますか。

A. 旧ロゴマークの使用は認められていません。

Q70. 推奨後、販路拡大の支援はありますか。

A. 必要に応じて、商談機会の提供、県主催のプロモーションイベント、展示会等への参加機会の案内などの支援を行います。

---

#### 13. 推奨後の調査・推奨取消しに関する質問

【関連箇所】募集要項「15. 推奨後の調査等への協力」

Q71. 推奨後にアンケート調査などへの協力は必要ですか。

A. 推奨を受けた事業者には、本制度の効果検証及び今後の事業改善のため、推奨後の販路拡大、売上、認知度向上、商談機会の創出等に関するアンケート調査その他必要な調査への協力をお願いする場合があります。

【関連箇所】募集要項「16. 推奨の取消し」

Q72. 推奨後に関係法令違反が確認された場合、どうなりますか。

A. 関係法令、本募集要項、推奨マーク使用基準その他県が定める規程等に違反していることが確認された場合は、推奨を取り消すことがあります。

Q73. 申請前に、法令違反がないか確認する必要がありますか。

A. はい。申請にあたっては、関係法令への違反がないか、あらかじめ申請者自身で確認してください。必要に応じて、関係機関へ確認してください。

以上

## 令和 8 年度 沖縄県優良県産品推奨事業 申請書類チェックリスト(一般部門 食品)

申請書類を提出する前に、以下の書類がそろっているか確認してください。該当する場合のみ提出が必要な書類についても、申請製品の表示内容や製造・販売の状況に応じて確認してください。提出書類に不備がある場合は、受付期間中に修正・再提出をお願いする場合があります。

### 1. 必ず提出する書類

<input type="checkbox"/>	申請書【別紙様式】
<input type="checkbox"/>	事業計画書【別紙様式】
<input type="checkbox"/>	製品情報【別紙様式】
<input type="checkbox"/>	申請製品の容器・包装・表示面のデータ【様式指定なし】
<input type="checkbox"/>	使用原材料等配合調書【別紙様式・1 製品につき 1 通】
<input type="checkbox"/>	製造工程表【別紙様式・1 製品につき 1 通】
<input type="checkbox"/>	衛生管理計画及び HACCP の管理記録簿(直近 1 カ月分)

### 2. 該当する場合に提出する書類

<input type="checkbox"/>	営業許可証又は営業届等の写し
<input type="checkbox"/>	製造所固有記号に対応する製造所所在地の確認資料
<input type="checkbox"/>	栄養成分表示又は栄養強調表示に係る根拠資料の写し
<input type="checkbox"/>	特許、意匠登録、受賞等を証明する書類の写し
<input type="checkbox"/>	その他、関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等の証明書類

### 3. 提出前の確認事項

<input type="checkbox"/>	申請書、事業計画書、製品情報、表示面データ、使用原材料等配合調書、製造工程表の内容に矛盾がない。
<input type="checkbox"/>	一括表示等の食品表示において、沖縄県内に所在する製造所が確認できる。
<input type="checkbox"/>	県内で行う工程が、包装、ラベル貼付、検品、保管、出荷、小分け、詰替え等の付随的又は軽微な工程のみではない。
<input type="checkbox"/>	食品表示、栄養成分表示、栄養強調表示、広告表示等について、関係法令への違反がないか確認している。

提出先：株式会社クロックワーク(優良県産品推奨事務局)

E-mail:[yuryoukensanhin@clock-work.net](mailto:yuryoukensanhin@clock-work.net)

受付期間：令和 8 年 7 月 1 日(水)～令和 8 年 8 月 12 日(水)

## 令和 8 年度 沖縄県優良県産品推奨事業 申請書類チェックリスト(一般部門 非食品)

申請書類を提出する前に、以下の書類がそろっているか確認してください。該当する場合のみ提出が必要な書類についても、申請製品の表示内容や製造・販売の状況に応じて確認してください。提出書類に不備がある場合は、受付期間中に修正・再提出をお願いする場合があります。

### 1. 必ず提出する書類

<input type="checkbox"/>	申請書【別紙様式】
<input type="checkbox"/>	事業計画書【別紙様式】
<input type="checkbox"/>	製品情報【別紙様式】
<input type="checkbox"/>	申請製品の容器・包装・表示面のデータ【様式指定なし】
<input type="checkbox"/>	使用材料調書【別紙様式・1 製品につき 1 通】
<input type="checkbox"/>	製造工程表【別紙様式・1 製品につき 1 通】

### 2. 該当する場合に提出する書類

<input type="checkbox"/>	関係法令に基づく許可、届出、認証、検査等の証明書類
<input type="checkbox"/>	製造所が県内にあることを確認できる資料
<input type="checkbox"/>	品質、性能、規格、認証等を確認できる資料
<input type="checkbox"/>	特許、意匠登録、受賞等を証明する書類の写し
<input type="checkbox"/>	その他、表示・広告内容の根拠資料

### 3. 提出前の確認事項

<input type="checkbox"/>	申請書、事業計画書、製品情報、表示面データ、使用材料調書、製造工程表の内容に矛盾がない。
<input type="checkbox"/>	沖縄県内に所在する製造所において、主たる製造工程が行われている。
<input type="checkbox"/>	県内で行う工程が、包装、ラベル貼付、検品、保管、出荷等の付随的又は軽微な工程のみではない。
<input type="checkbox"/>	申請製品は、募集要項で対象外とされる製品に該当しない。
<input type="checkbox"/>	表示、広告、製造、販売等について、関係法令への違反がないか確認している。

提出先：株式会社クロックワーク(優良県産品推奨事務局)

E-mail：[yuryoukensanhin@clock-work.net](mailto:yuryoukensanhin@clock-work.net)

受付期間：令和 8 年 7 月 1 日(水)～令和 8 年 8 月 12 日(水)